

2016年4月22日

【台湾】既存化学物質第一段階登録に関するお知らせ

2016年3月31日、台湾環境保護署（EPA）は「新化学物質および既存化学物質資料登録弁法（毒管法）」第19条に基づく既存化学物質第一段階登録のガイダンスを発表しました。

本ガイダンスに準拠し、台湾国内の製造者/輸入者は『2016年4月1日以降に初めて製造/輸入量が年間100kgに達した既存化学物質』を指定期限内に登録する義務があります。

弊社では、関連するサービスを提供しております。お気軽にお問い合わせください。

ガイダンス概要

法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・毒性化学物質管理法 第7条の1 ・新化学物質および既存化学物質資料登録弁法 第19条
登録人	<p>台湾国内の製造者或いは輸入者</p> <p>※登録人に情報を開示できない場合は、台湾国内の代理人（TPR）に申請を委任することができます。</p>
登録対象物質	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年以降に初めて輸入され、かつ年間100kgを超えた既存化学物質 ・2015年度までは年間100kg未満であったが、2016年以降初めて年間100kgに達した既存化学物質
登録期限	2016年度の製造/輸入において、初回または年間総量が100kgに到達した時点から90日以内
登録に必要な情報	<p>① 登録人情報、CAS番号又はシリアル番号、2016年度予定総量、用途、製品種類</p> <p>② 輸入証明資料</p> <p>A: 輸入申告表、或いは輸入を証明できる資料（バウチャー、売買契約書、製造商が発行した出荷証明書など）</p> <p>B: SDS、製品中の成分表など（Aの資料に記載されている製品と登録物質の紐づけができる資料）</p>

■お問い合わせ先（化学品営業部）

・東京 〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号
TEL: 03-5577-0809 / FAX: 03-5577-0859

・大阪 〒541-0044 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
TEL: 06-6204-8411 / FAX: 06-6204-8716